平成２２年（フ）第６２号
静岡県賀茂郡松崎町宮内328番地の１
債務者　山本祐紀子（旧姓窪谷）
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第６４号
静岡県下田市大賀茂373番地の１　朝日苑Ｋ－５棟
債務者　北村　一夫
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第７６号
静岡県下田市大賀茂24番地の１　グリーンガーデンＢ棟202
債務者　小泉　美貴
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３号
三重県名張市百合が丘西４番町104番地
債務者　牧口ヨシ子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２４１号
滋賀県彦根市戸賀町83番地３　103号、前住所滋賀県彦根市宇尾町580番地26
債務者　森野　恒彦
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３０２号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本815番地23
債務者　天野　克哉
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２４号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目１番地　江鮒団地２号棟302号
債務者　山田佐和子
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６６号
奈良市東九条町735番地
債務者　古田　　恵（旧姓日置）
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号
鳥取県米子市河崎1748番地４　市住49―１―406号
債務者　遠藤　路子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第９０７号
岡山県瀬戸内市長船町福岡1120番地１　レオパレス福岡Ｃ103号室
債務者　相野　瑞江
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６２号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6880番地４
債務者　北村　千夏（旧姓三浦）
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３号
広島市南区旭１丁目５番７―302号
債務者　川岡　澄雄
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
広島県尾道市向島町5907番地１
債務者　杉本　弘子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
山口県下関市彦島迫町６丁目４番21―102号　ファロスⅣ
債務者　岡田　裕美
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
山口県下関市小月宮の町９番29号
債務者　藤原　　茂
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
山口県下関市岬之町16番６号　下関ハイマート702号
債務者　入口実千代
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５００号
愛媛県松山市余戸西５丁目６番18号
債務者　西岡　　勝
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
松山地方裁判所